

インドネシア

1. 国の概要

1) 一般事情

(1) 正式な国名

インドネシア共和国

(2) 面積および人口

① 面積…192万平方キロメートル（日本の約5.1倍）

② 人口…2億4100万人（2011年 政府推計）

(3) 首都およびその緯度・経度

首都：ジャカルタ 緯度：-06.07 経度：106.44

(4) 年間の気象・最高気温・最低気温

① 最高気温：33度 最低気温：24度

② 年間の気象：高温多湿 熱帯雨林（雨期と乾期の二つの熱帯性季節）

(5) 宗教および言語

① 宗教…イスラム教（約88%）キリスト教、ヒンズー教、仏教等

② 言語…インドネシア語

(6) 通貨

ルピア

(7) 労働者数（全産業・建設業）

① 全産業：1億449万人・建設業：461万人（4.4%）（2009年2月）

② 全産業：1億2041万人・建設業：610万人（5.1%）（2012年2月）

<現地情報>

(8) GDP

① 名目GDP：8,466億米ドル（2011年インドネシア政府統計）

② 一人当り名目GDP：3,542.9米ドル（2011年インドネシア政府統計）

③ 実質GDP成長率：6.5%（2011年インドネシア政府統計）

(9) 財政状況

財政収支のGDP比：▲1.6%（2010年度）

(10) 投資状況

① 直接投資受入額：194.75億米ドル（2011年）

② 日本からの直接投資額：15.2億米ドル（2011年）

③ 日本企業の投資件数：468件

投資額：15億1,610万米ドル（2011年実行ベース）

進出企業数：1,007社（2010年時点）

(11) インフラの整備状況（電力、通信、道路、鉄道、港湾）

電力及び道路のインフラ整備率が低い。

- ① 一人当たり発電量517kwh/人（シンガポールは7,697kwh/人）
- ② 道路舗装率58%（シンガポールは100%）
（*2010年上半期 世界経済報告より）

(12) 日本の援助（ODA）の状況

- ① 無償資金協力 37.3億円（2010年度）
*2011年度実施案件 ブリット排水機場緊急改修計画19.85億円
- ② 有償資金協力 438.8億円（2010年度）
- ③ 技術協力 85.9億円（2010年度）
- ④ 2011年度 有償資金協力 739.4億円
地熱開発促進、バンドン市内有料道路他 <現地情報>

(13) 在日大使館の所在地、電話番号およびWebアドレス

〒141-0022 東京都品川区東五反田5丁目2-9
TEL 03-3441-4201
特命全権大使 ムハマド・ルトフィ閣下

2. 安全衛生の行政組織

1) 日本の厚生労働省・労働基準監督署に相当する行政組織

(1) 組織名・組織図等

労働・移住省（DMT）労働監督総局（労働監督総局に労働安全監督局と労働衛生監督局があり、労働安全衛生を担当している）…………… 別添資料No. 1, No. 2, No. 3

(2) 組織の概要

労働・移住省は生産力及び競争力のある労働力と移住社会の実現を目指し、雇用機会の拡大（海外での雇用を含む）、職業斡旋業務の改善、労働市場情報の強化、雇用機会の均等、労働者の技能・生産力等の向上、労使関係の発展、労働者の社会保障の促進、労働監査の改善、雇用条件の整備、労働安全衛生の監督などを行っている。

2) 行政による作業所への臨検

(1) 臨検の概要

労働安全衛生監督官及び労働安全衛生専門家の職権及び責務に関する1978年労働移住協同組合大臣規則第3号第4条で労働安全衛生監督官の権限と責務を規定している。

- ① 労働安全衛生監督官の権限
 - i すべての作業場に立ち入ること
 - ii 労働安全衛生に関する諸条件について事業者、管理者、労働者から書面あるいは口頭による説明を得ること
 - iii 当該作業場において労働安全衛生の条件を満たすよう、事業者、管理者、労働者に対し命令すること
 - iv 機械・装置・機器・原料・その他の状態、作業環境、労働の状況、労働の方法、生産工

程等についての労働安全衛生法及び規則の遵守状況を直接監督すること

v 労働安全衛生の条件について、不足、誤りがあった場合には、これを改善、変更、取り換えを命令すること

vi 危険な装置、機器、生産工程を禁止すること

vii 1951年法律第3号に基づき、労働安全衛生に関する法令の違反を捜査する権限を有する

② 労働安全衛生監督官の責務

i すべての作業場において臨検を行うこと

ii 労働安全衛生保護装置についてこれを検査すること

iii 事業者、管理者、労働者に対し労働安全衛生に関するすべての条件について指示、説明をあたえること

iv 職務の結果を職階に従い局長に報告する、職務で得た企業秘密を守る

(2) 臨検の実施者

労働安全衛生監督官

(3) 指摘事項への対応（措置報告・過料の程度等）

① クレーン機械（6ヵ月ごと）、粉じん（4ヵ月ごと）などの検査

② 指摘事項、不具合など是正

③ 土木作業所で新規作業所への訪問

④ 建築作業所でタワークレーン設置報告後に監督官の臨検

⑤ いずれもその後定期的な臨検は実施されていない <現地情報>

3. 安全衛生に関する法律・規則等

1) 日本の労働安全衛生法、規則、条例等に相当するものの名称と概要・内容等

(1) 労働者に係る基本的事項に関する法律（1969年法律第14号）

この法律は労働者保護に関する基本的な法律であり、第9条、第10条で「政府は労働安全衛生基準、労働基準及び労働者の災害の補償、医療、リハビリテーション等の労働者保護を推進するものとし、労働者は保護を受ける権利を有する」と規定している。

(2) 労働安全衛生に関する法律（1970年法律第1号）

労働安全衛生の確保に関する基本的な法律であり、労働安全衛生の適用範囲、要件、使用者・管理者の責務、労働者の責務と権利、罰則等について定めている。事業者に対する罰則：3ヵ月以下の禁固又は10万ルピア以下の罰金。

(3) 労働者社会補償法（1992年労働者法律第3号）

労働者の補償に関する事項を定めている。

(4) 建設業における労働安全衛生に関する労働大臣規則第1号（1980年）

職場環境・設備、足場、はしご・階段、吊り上げ装置、ロープ・チェーン、機械、建設設備、地下工事、掘削、杭打ち、コンクリート工、その他建設工事、解体、安全設備・保護具の使用、罰則等定めている。

2) 元請と下請の責任範囲について、法律等で定める元請の責任

定められていない <現地情報>

4. 安全衛生関係書類の行政への提出

1) 安衛法第88条の計画届に相当する計画書類等の提出義務の有無

[提出義務あり]

- (1) 法的根拠：1981年法律第7号第6条の2にて新規事業場（作業所）の雇用状況の報告（事業者名、業種、住所、男女別年齢層別等の雇用者内訳、雇用形態、賃金、教育訓練等について記載）について定めている。
- (2) また、労働安全衛生に関する労働大臣規則第1号（1980年）第2条にて、建設工事計画の報告について定めている。（工事名称、工事場所、発注者、事業者、下請業者、雇用者数、工期、工種工法、建設機械の使用、安全衛生対策等について記載） <現地情報>

2) 届出の期日等

上記報告はいずれも着工後30日以内 <現地情報>

3) 書類等の書式等

雇用状況報告書、建設工事計画届などの書式が定められている。

5. 労働災害・事故が発生した場合の義務等

1) 労働災害・事故が発生した場合の行政への報告義務

(1) 報告の有無および対象

① 報告義務あり：

労働安全に関する1970年法律第1号第11条、事故の調査と報告の方法に関する1998年労働大臣規則第3号

② 報告対象：

i 労働災害、ii 火災・爆発あるいは廃棄物処理の危険、iii その他の危険な事故（業務上の死傷あるいは職業性疾病の原因となり得る可能性のある事故）

(2) 報告の期日

事故発生後48時間以内(事故の調査と報告の方法に関する1998年労働大臣規則第3号第4条)
報告義務違反は営業許可停止処分

(3) 報告先

① 現地の労働・移住省事務所長

② 労災厚生保険事業団〔労働者社会保険会社（国営）JAMSOSTEK〕

*JAMSOSTEKへの報告には、1 労働・移住省からの書類、2 病院からの書類、3 警察からの書類が必要

(4) 報告義務者

管理者あるいは使用者

（事故の調査と報告の方法に関する1998年労働大臣規則第3号第2条:管理者あるいは使用者は、指揮をとる職場で発生したすべての事故を報告しなければならない）

2) 労働災害・事故が発生した場合の行政による調査

(1) 調査の対象

上記1) で報告を受けたすべての事故

(2) 調査者等

- ① 調査者：労働・移住省現地事務所長が命じた監督官
- ② 調査様式：労働災害事故調査・研究報告書等

6. 労働災害・事故が発生した場合の被災者への補償等

1) 被災者の死傷病等に適用される保険

(1) 保険への加入義務の有無

労働者社会補償法（1992年労働者法律第3号）に基づく強制保険

(2) 保険の名称

労災補償保険（JAMSOSTEK）

(3) 保険の概要

労働者社会保険会社（国営）が運営

（労災補償保険、老齢給付保険、死亡給付保険、医療保険から成り立っており、医療保険以外は強制加入）

(4) 保険契約者、被保険者

- ① 保険契約者：雇用主
- ② 被保険者：労働者

(5) 保険料の負担

- ① 雇用主が全額負担
- ② 保険料率：業種によって0.24%～1.74%（固定給比例定率性）

2) 労働災害・事故が発生した場合の被災者との示談・和解

- ① 事故により骨折した被災者について、完治するのが工事終了後になるため、工事終了後も引き続き、保険適用外となる医療費や病院までの交通費・宿泊費を補償してほしいとの要求等がある。
- ② 元請としては今回調査時までに労災事故はないが、地場建設業者の死亡事故2件の例では、1～3千万ルピアを補償した事例あり。
- ③ 入札図書に規定されているスペックの労災補償保険の最低保険額の範囲内でカバーできる。7千万ルピア（60万円）／死亡又は傷害（A社事例） <現地情報>

7. 店社、作業所における安全管理体制（責任）と各種資格

1) 店社の安全衛生管理体制（体制図・図解）

B社現地法人の管理体制図を参照 別添資料No. 4

2) 作業所における安全衛生管理体制（体制図・図解）

労働安全に関する1970年法律第1号で100人以上（危険有害業務は50人以上）の事業場には、労使のメンバーにより構成する労働安全衛生委員会の設置義務あり。この委員会の事務局は労働安全衛生専門家が務める。..... 別添資料No. 5

3) 各種資格

(1) 資格の名称

労働安全に関する1970年法律第1号で定める「管理者」「労働安全衛生専門家」の配置義務あり。

① 管理者とは、作業場所あるいは独立したその一部を直接管理することを職務とする者（労働者に対し安全指導等の責務を有する者）。

② 労働安全衛生専門家とは、この法律の遵守を確保するために労働大臣より任命された専門家で、労働省職員以外の者。企業に所属して業務を行っているが、局長（公務員）の指示で監督官と同じような権限を持って、他の事業場に立ち入ったり、自分の所属する事業場や立ち入った他の事業場の管理者に指示を与えることができる。ただし、送検する権限はない。

*労働安全衛生専門家は、Ahili K3Umun（労働安全全般）の講習を10日間（約90時間）受講し、労働・移住省より資格を取得する。〈現地情報〉

(2) 資格の内容(就業制限業務の種類:日本での免許・技能講習等に匹敵する資格の種類、名称、講習時間等)

クレーン車作業、バックホー作業、クレーンオペレーター、溶接作業、ベルト滑車作業、電気工事、避雷針設置作業等の資格は、労働・移住省の地域事務所やその委託を受けた民間の業者が主催する2日間～5日間の技能講習を受けて取得する。〈現地情報〉

8. 安全経費

1) 公共工事における安全経費

請負業者が負担 〈現地情報〉

2) 民間工事における安全経費（請負契約金額に含む、率計上、別枠計上等）

請負業者が負担 〈現地情報〉

9. 事故・労働災害発生後の行政処分・社会的制裁等

1) 元請が受ける行政処分

(1) 労働安全衛生に関する法律（1970年法律第1号）で定める事業者に対する罰則：3ヵ月以下の禁固又は10万ルピア以下の罰金（日本でいう建設業法上の処分は不明）

(2) 事故発生後48時間以内(事故の調査と報告の方法に関する1998年労働大臣規則第3号第4条)の報告義務違反は営業許可停止処分

2) 下請が受ける行政処分

(1) 労働安全衛生に関する法律（1970年法律第1号）で定める事業者に対する罰則：3ヵ月以下の禁固又は10万ルピア以下の罰金（日本でいう建設業法上の処分は不明）

(2) 事故発生後48時間以内(事故の調査と報告の方法に関する1998年労働大臣規則第3号第4条)の報告義務違反は営業許可停止処分

3) その他社会的な制裁

特になし 〈現地情報〉

10. 労働災害防止団体の状況

1) 日本の建災防に相当する団体

(1) 団体の名称

- ① 全国労働安全衛生評議会（DK3N）
- ② 建設労働安全衛生専門家協会（A2K4）

(2) 団体の概要

- ① 全国労働安全衛生評議会：労働大臣決定に基づき設立された半官半民の組織で政労使からなる、労働大臣に対する諮問機関的団体で次のことを行う。
 - i 国レベル及び関係州レベルでの労働安全衛生に関する諸問題と関連データの収集・加工。
 - ii 調査、教育、訓練、改善、そして労働安全衛生の観念を社会に広く啓発する努力等の活動を通じ、地方労働安全衛生評議会、現在の労働安全衛生実施基準委員会の運営に関して、労働大臣を補佐すること。
- ② 建設労働安全衛生専門家協会：1998年12月10日に建設労働安全衛生の専門家グループによって設立され、内務省や労働・移住省における建設労働安全衛生分野の専門職団体として登録・認可されている。

協会の使命は、

 - i 建設分野において、労働安全衛生に関する法律及び規則の施行、遵守に関する整備及び統制／監視活動において政府の手助けとなる。
 - ii 建設労働安全衛生の専門職を開発し、向上させる。
 - iii インドネシアにおける建設労働安全衛生専門職の効果を増大させる。
 - iv 完全に建設労働安全衛生の文化に根ざしたインドネシア社会の構築を促進する。

とされている。

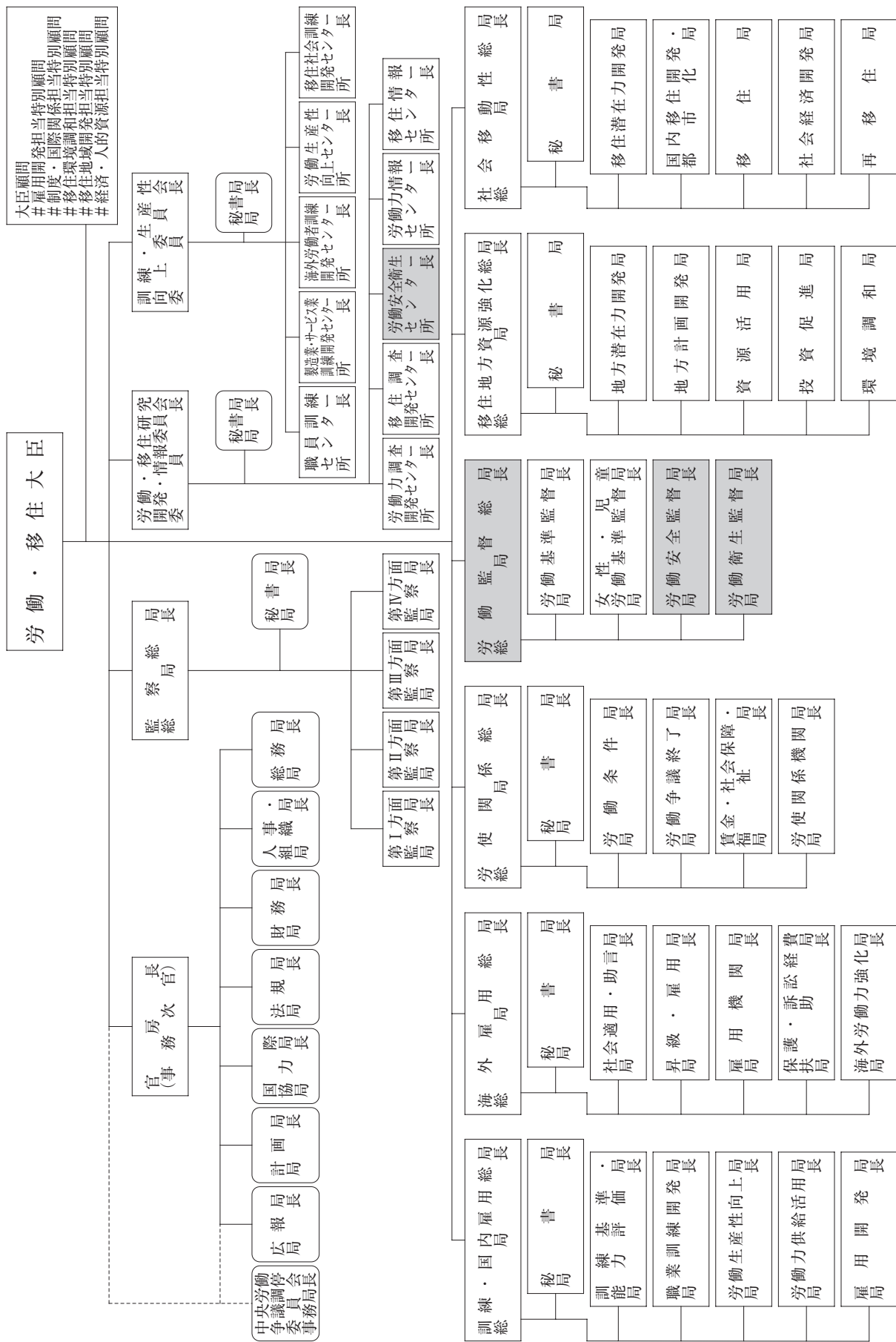
協会の資金は、建設労働安全衛生の訓練、セミナー、展示会の実施、労働安全衛生の書籍や雑誌の出版、建設労働安全衛生の専門的な技術や知識の証明書交付、その他寄付や出資からまかなわれている。

11. 国内と比較し、苦慮している点

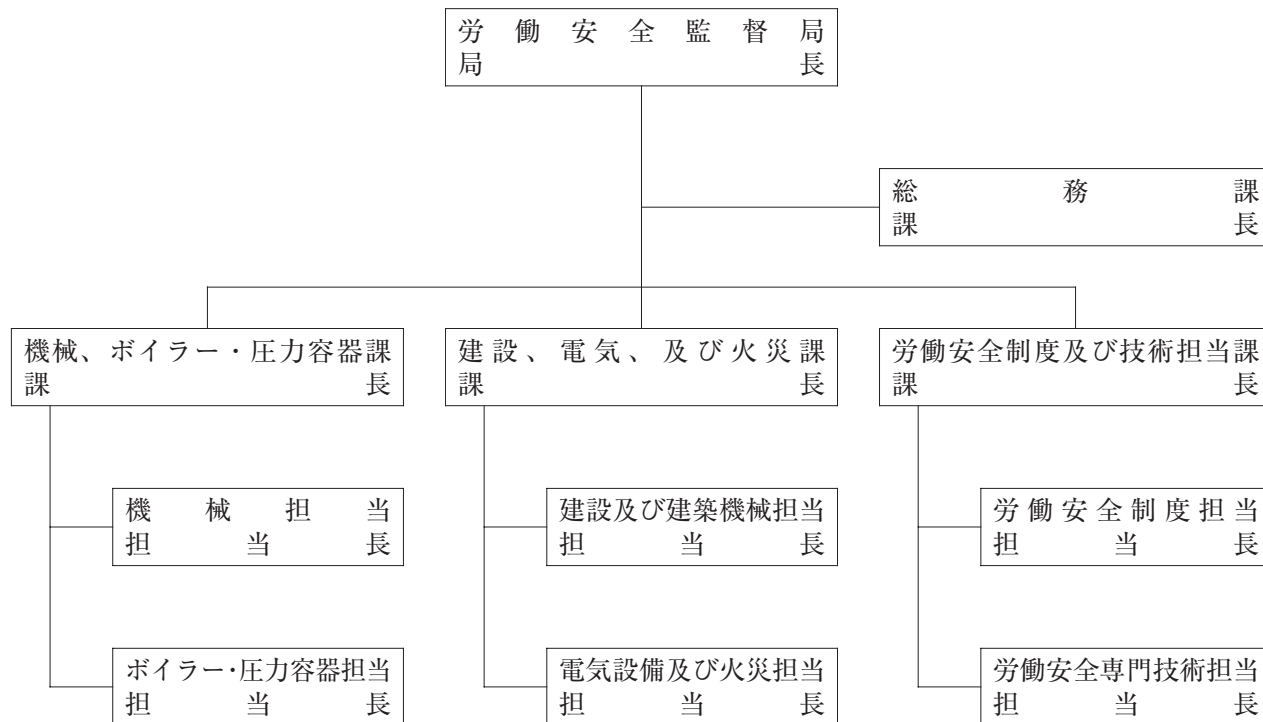
- (1) 現場が僻地の場合、現地住民の雇用優先が慣習となっており、他地域からの熟練工の雇用について現地住民との調整に時間を要する。
- (2) 上記の調整や契約更新条件（給与）などに不満があるとストライキやデモを強行するので対策を講じる必要がある。
- (3) 優秀な安全衛生専門家の数が少なく、雇用する事が困難である。
- (4) 安全の知識やレベル・安全設備は日本とはかけ離れて低い。作業員の殆どが出稼ぎのため、安全知識については作業員新規入場の度に、ゼロからのスタートとなる。

<現地情報>

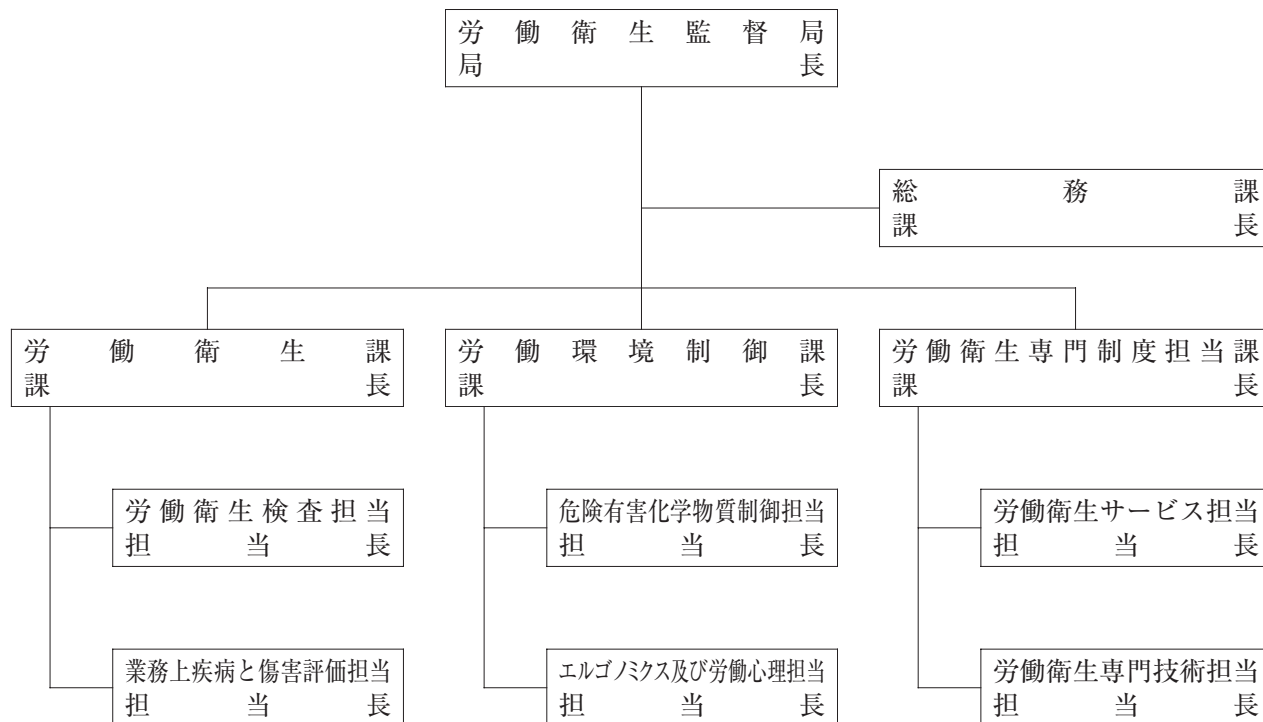
インドネシア労働・移住省組織図



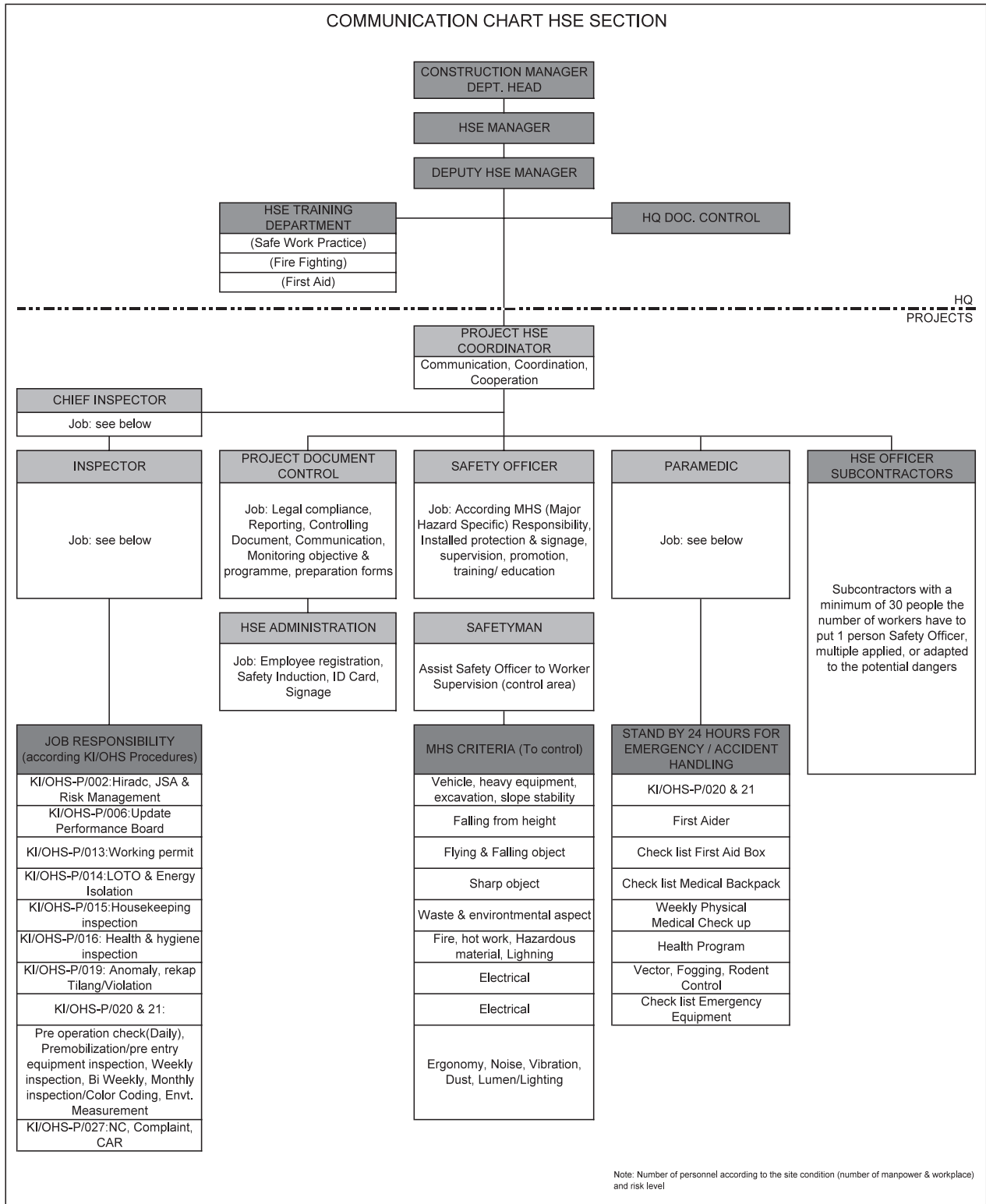
インドネシア 労働安全監督局 組織図



インドネシア 労働衛生監督局 組織図



店社管理体制図(例)



作業所安全管理体制図(例)

